平成２５年（フ）第５７２号
横浜市栄区上郷町84番地９　西側２号棟
債務者　伊藤　秀樹
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０号
静岡県浜松市中区住吉２丁目14番１号ＹＳビル307、前住所愛知県豊橋市前田南町１丁目14番地29
債務者　忽那　洋一
１　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
静岡県浜松市中区塩町14番地　水のビル201
債務者　大石　邦之
１　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
静岡市清水区横砂南町13番３号
債務者　小原　麻美
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６号
岡山市中区江並58番地５
債務者　畑　左菜恵
１　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２３号
東京都府中市紅葉丘１丁目28番地の３　302
債務者　落合美玖こと　白　　菊枝
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波543番地３
債務者　町田　宗久
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３１号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波543番地３
債務者　町田　和美
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４８号
沖縄県沖縄市山内２丁目11番16号　仲井間アパート１－４
債務者　山城　美幸
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５２号
沖縄県中頭郡北谷町北谷１丁目11番地22
債務者　島袋枝見子
１　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中並びに免責許可決定中各更正

平成２４年（フ）第２８７７号
北海道北広島市美沢３丁目９番地２　リバーサイドヒルズ101号
破産者　桑畠　光男
１　主文　当裁判所が平成25年１月29日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中並びに平成25年４月16日になした免責許可決定中、債務者及び破産者の住所につき「北海道北広島市共栄町１丁目１番地７　吉田アパートＣ号」とあるのを「北海道北広島市美沢３丁目９番地２　リバーサイドヒルズ101号」と各更正する。
２　決定年月日　平成25年４月30日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１８３号
千葉県市川市新井２丁目２番16―103号　市川ガーデンプレイス
破産者　島袋　嘉克
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１７号
千葉県佐倉市大崎台１丁目29番地10　ドミール佐倉Ｅ棟101、開始決定時の住所千葉県佐倉市白銀１丁目10番地10
破産者　永山　一佳
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３７１号
大阪市中央区淡路町３丁目５番13号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市高井田本通２丁目８番２号
破産者　株式会社ジョイテック
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７号
広島市南区宇品海岸１丁目８番８号
破産者　芸備商船株式会社
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１９号
岐阜市島原町18番地２
破産者　佐伯　正義
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所